

随意契約理由書

神戸市

件名	東クリーンセンター計装用空気圧縮機他点検整備
契約の相手方	株式会社 日立産機システム 関西支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由 東クリーンセンターは神戸市内で収集された可燃ごみを24時間連続で焼却処理する施設である。 計装用及び雑用空気圧縮機は本施設の運転、制御に必要となる圧縮空気を作成する機器で、ごみの燃焼処理を安定的かつ適正に継続するための必要不可欠な重要機器である。 本業務は計装用、雑用空気圧縮機及び付随設備の点検並びに部品交換による整備を行うものであり、当該機器の点検整備、試運転調整に必要となる技術的知見、部品の製作や交換等に必要な図面等は、製造元である上記業者しか知り得ないため、他者では本業務を履行することができない。 以上の理由から、上記相手方を契約の相手方として随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	環境局東クリーンセンター (電話番号 452-4100)